

## 第二章 経済制裁措置に関する事項

外為法令においては、規制対象となる支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）及び資本取引等について許可等を受ける義務を課すこと等によって、外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者として指定された者（以下「制裁対象者」という。）に対する当該措置をはじめとする各種の経済制裁措置を実施している。また、外国送金等について、銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等に対し、顧客の支払等が、外為法令に基づく規制対象のものではないかどうか等を確認した後でなければ為替取引等（電子決済手段等の移転等を含む。以下同じ。）を行ってはならないとの義務（以下「確認義務」という。）を課すことで、経済制裁措置の実効性を確保している。

こうした規制を確実に実施するため、外国為替取引等取扱業者は、①為替取引において顧客が行う支払等、②自らが行う支払等及び資本取引等が規制対象であるかどうかの確認を、これら取引等を実施する前に適切に行う必要がある。

外国為替取引等取扱業者において手続の不備等（例：顧客受入時の手続不備、職員の知見不足、フィルタリングのシステムや手続の不備）があれば、経済制裁措置に違反して取引を行う、又は違反するおそれがある取引を行うリスクが顕在化するものと考えられる。

また、制裁対象者やその関係者等が取引等について偽装を行い、資産凍結等を回避しようとする行為等（例：フロント企業や仲介人の利用、第三国を経由した迂回）があれば、経済制裁措置の潜脱のリスクが顕在化するものと考えられる。

このため、外国為替取引等取扱業者は、主務省令で定める外国為替取引等取扱業者遵守基準に従って、リスク評価や態勢の整備等を行い、リスクに見合ったリスク低減措置を実施する必要がある。具体的には、外国為替取引等取扱業者は、為替取引等における顧客の支払等や自らが行う取引等について、こうした経済制裁措置に違反する若しくは違反するおそれのある又は規制に該当することを免れるために偽装された取引等を行うリスク（以下「制裁違反リスク」という。）を特定し、分析・評価する必要がある。また、外国為替取引等取扱業者は、制裁違反リスクの評価の結果に基づき、制裁違反リスクを十分に低減させるための方針を策定するとともに、制裁違反リスクを踏まえたリスクを低減させるための対応方法（以下「リスク低減措置」という。）を定め、これらを実施するための手続を定める手順書としての内部規程を整備し、リスク低減措置を実施する必要がある。

なお、こうした制裁違反リスクの特定及び評価並びにリスク低減措置の実施は、必ずしも制裁違反リスクのみに焦点を当てて他のリスク評価から独立して行う必要はなく、外国為替取引等取扱業者が行っているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）のリスク評価に、制裁違反リスクを加味する対応で差し支えなく、マネロン・テロ資金供与に係るリスク低減措置と

内容が重複するものについては、当該リスク低減措置をもって、制裁違反リスクに係るリスク低減措置も併せて実施することとして差し支えない。

外為法令に基づく支払等及び資本取引等に関する許可等の制度は、外国為替取引等取扱業者に限らず、本邦から外国に向けた支払、居住者と非居住者との間の支払等又は資本取引等を行う者に広く適用されるものであり、こうした支払等又は資本取引等を行う者は、当該許可等の義務を遵守する必要があり、制裁違反リスクや取引等の内容に応じて、本ガイドラインに準じた対応を行うことが期待される。

## 1. 内部管理態勢の整備等（経営陣の主導的関与、統括責任者の任命等）

制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置等の実施のための内部管理態勢等（経営陣の主導的関与及び統括責任者の任命等）に関し、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

1-①（統括責任者の任命等） 制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置等の確実な実施を統括し、管理する者（以下この章において「統括責任者」という。）である担当役員又は管理者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること。統括責任者は以下の(i)～(vi)に掲げる事項について責任を有し、これらの承認を行い、これらの事項及び個々の外国為替取引等（外為法第55条の9の2第1項に規定する外国為替取引等をいう。以下同じ。）の確実な実施を図り、そのために必要な措置を講じること。

(i) 制裁違反リスクの評価（Ⅱ-1-③関係）

(ii) 制裁違反リスクの低減方針の作成（Ⅱ-1-④関係）

(iii) リスク低減措置の策定及び見直し・強化（Ⅱ-1-⑤、⑦関係）

(iv) 手順書の作成及び見直し（Ⅱ-1-⑥、⑦関係）

(v) 研修の実施（Ⅱ-1-⑧関係）

(vi) 記録の作成及び保存（Ⅱ-1-⑨関係）

（注）外国為替取引等には、以下を含む。

- ・ 自らが行う支払等
- ・ 顧客の支払等に係る為替取引、電子決済手段等の移転等
- ・ 外貨両替取引
- ・ 非居住者との間の預金取引、信託取引、金銭貸借取引、債務保証、対外支払手段又は債権の売買、証券の取得・譲渡、金融指標等先物取引、役務取引

1-②（役員会等への報告と経営陣の関与） 統括責任者は、Ⅱ-1-③～⑨に関する事項について、それぞれの事項の重要性に応じ、役員会又はこれに相当するもの（以下「役員会等」という。）の承認を受け、又は、これらに対し報告を行うこと。経営陣は、役員会等が承認をし、又は、報告をされた事項を踏まえ、必要に応じて議論や関連部署への指示を行う等、内部管理態勢の整備並びにリスクの特定、評価及び低減に主導的に関与すること。

1-③（リスク評価の実施） Ⅱ-3により求められる対応により、制裁違反リスクの特定・分析・評価を行い、定期・随時に見直すこと。

1-④（リスク低減方針の作成） 制裁違反リスクの評価結果を踏まえ、制裁違反リスクへの対応を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けるとともに、コンプライアンス・マニュアル等において、遵守すべき法令等として、経済制裁措置に関する外為法令の規定を位置付けること。制裁違反リ

スクを踏まえ、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムに経済制裁措置への対応に係る事項を盛り込むこと。

1-⑤（リスク低減措置の策定及び実施） 制裁違反リスクの評価結果を踏まえ、Ⅱ-4で求められるリスク低減措置の内容を決定し、実施すること。新たな経済制裁措置が実施される（又は実施された）際には、速やかに、既存のリスク低減措置が適切であり十分に制裁違反リスクを低減させているかについて検証し、必要な見直し・強化を行うこと。

1-⑥（手順書の作成・見直し） 外国為替取引等取扱業者が実施することとした各リスク低減措置についての手続の詳細（手続の実施者、実施内容、実施のタイミング等を含む。）を内部規程（以下「手順書」という。）として定めること。新たな経済制裁措置が実施される（又は実施された）際には、速やかに既存の手順書の内容が制裁違反リスクを十分に低減させているかを検証し、必要な見直しを行うこと。

1-⑦（リスク低減措置の実施の監視等） 統括責任者は、リスク低減措置の実施状況を監視（モニタリング）すること。当該監視の結果等からリスク低減措置の内容や実施状況が実効的でなく不十分であると認められた場合には、統括責任者は、リスク低減措置を見直し・強化するとともに、これに係る手順書の見直しも行うこと。

1-⑧（研修の実施等） 経済制裁措置への対応に関わる役職員について、その役割に応じて、制裁違反リスクの評価、リスク低減方針、リスク低減措置の内容、手順書の内容、記録の作成・保存及び内部管理態勢に関する研修を行い、必要とされる知識及び専門性を確保すること。

1-⑨（記録の作成及び保存） 制裁違反リスクの特定・分析・評価、リスク低減方針及びリスク低減措置等に関し、Ⅱ-5で求められる記録の作成及び保存を行うこと。

1-⑩（適切な資源配分） 管理部門及び内部監査部門等に、経済制裁措置に関する適切な知識及び専門性等を有する職員を配置し、必要な予算の配分等を行うこと。

1-⑪（役員・部門間の連携） 経済制裁措置に関係する役員間、部門間の連携の枠組みを構築すること。

## 2. 内部管理態勢の整備等（三つの防衛線等）

制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置等の実施のための内部管理態勢等（三つの防衛線等）に関し、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

（注）第1線とは、営業部門を指し、第2線とはコンプライアンス部門やリスク管理部門等の管理部門を指す。第3線とは、第1線及び第2線から独立した内部監査部門を指す。

**2-①（第1線によるリスク低減措置の実施等）** 第1線において、経済制裁措置への対応に関わる全ての職員が、自らの部門・職務において必要な外為法令等に係る諸義務の遵守に係る事項を十分に理解し、制裁違反リスクに見合った低減措置を的確に実施すること。

**2-②（第2線によるリスク低減措置の策定等）** II-1-⑤及び⑦で求められるリスク低減措置の策定及び実施並びに見直し・強化や、II-1-⑥及び⑦で求められる手順書の作成及び見直しについて、第2線が中心となって行うこと。

**2-③（第2線によるリスク低減措置の実施の支援）** 第2線は第1線による手順書に基づくリスク低減措置の実施について、経済制裁措置に関する情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的なリスク低減措置の実施等について協議をするなど、十分な支援を行うこと。

**2-④（リスク低減措置の実施の監視等）** II-1-⑦で求められるリスク低減措置の実施状況の監視にあたって、第1線から独立した立場にある第2線が、第1線におけるリスク低減措置の実施状況の確認や、リスク低減措置の有効性の検証等により、制裁違反リスク管理態勢が有効に機能しているか、独立した立場から、自らが直面する制裁違反リスクを踏まえた監視を行うこと。

**2-⑤（内部監査計画の策定と監査の実施）** II-3により求められている制裁違反リスク評価の結果を踏まえ、第3線である内部監査部門は、第1線及び第2線から独立して自らが行うリスク評価の結果に応じ、経済制裁措置への対応に関する監査計画を策定し、独立した立場から適切な内部監査を実施すること。監査計画については、以下を含む事項について検討を行い、リスクに応じて、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとする。

- ・ 経済制裁措置に関する外為法令の遵守状況
- ・ 制裁違反リスクの評価の適切性
- ・ リスク低減方針、リスク低減措置の内容及びこれに関する手順書の適切性
- ・ 手順書に基づく個々の手続の実施状況
- ・ 統括責任者及び第2線によるリスク低減措置の実施等の監視状況
- ・ 職員に対する研修等の実施状況、職員の専門性等

2-⑥（内部監査結果の報告とフォローアップ等） 内部監査部門が実施した内部監査の結果を担当役員及び経営陣に報告するとともに、監査結果のフォローアップや改善に向けた助言を行うこと。

2-⑦（内部監査に準じた対応） 制裁違反リスクの評価結果その他の事情を踏まえ、リスクを十分に低減させるために必要な事項について、独立した監査部門による監査を行う必要がないと認められる場合において、Ⅱ-2-⑤及び⑥の対応に代えて、必要に応じ、外部監査や社内の第1線又は第2線から独立した人材を活用すること等により、これらの事項に準じた対応を行うこと。

### 3. リスクの特定・評価

制裁違反リスクの特定・分析・評価に関し、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

**3-①（リスクの特定）** 国によるマネロン・テロ資金供与のリスク評価の結果その他の情報を勘案しながら、外国為替取引等に関し、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面する制裁違反リスクを特定すること。

**3-②（新たな商品・サービス等のリスクの検証）** 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスの制裁違反リスクの検証及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等の制裁違反リスクの管理態勢の有効性も含め制裁違反リスクを検証すること。

**3-③（リスクの評価）** リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、Ⅱ-3-①により特定された制裁違反リスクについて、評価を実施するとともに、顧客や取引の内容等の情報を基に顧客リスク評価を実施すること。

**3-④（リスク評価の見直し）** 定期的に制裁違反リスクの評価を見直すほか、経済制裁措置への対応に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、制裁違反リスクの評価を見直すこと。顧客リスク評価についても、リスクに応じた頻度で定期的に見直すとともに、顧客リスク評価に影響を及ぼすような事象が発生した場合には、直ちに見直しを行うこと。

**3-⑤（リスク評価に関する経営陣の関与）** 制裁違反リスクの評価において、経営陣が、関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、部門間の利害調整や必要な指導・支援を行う等、制裁違反リスクの評価の過程に主導的に関与し、制裁違反リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと。

## 4. リスク低減措置

### 4-(1) 確認義務の履行のために求められる対応（資産凍結等の措置関係）

特定の者等に対する資産凍結等の措置に関する確認義務を履行するため、外国為替取引等取扱業者（為替取引等を行う者に限る。）に求められる対応は以下のとおり。

4-(1)-①（制裁対象者のフィルタリング） 顧客の支払等に係る為替取引等を行う前に、送金人若しくは受取人又は為替取引等の相手方金融機関等の氏名・名称等の情報をフィルタリング（特定の者の氏名・名称等の情報を制裁対象者の氏名・名称・別称等の情報と照合し、これら情報が一致又は類似するものを検知することをいう。以下同じ。）し、検知された為替取引等について、制裁対象者との間の支払等ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。業として顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合には、これに加え、当該移転を行う前に、ブロックチェーン分析ツールにより、移転先がブラックリストアドレスに該当するかの確認を行うこと。

4-(1)-②（制裁対象者リストの整備） フィルタリングを適切に行うため、制裁対象者の氏名又は名称、生年月日及び住所又は所在地等の情報を有するリスト（以下「制裁対象者リスト」という。）を整備し、制裁対象者に追加、情報改訂又は削除があった場合に、直ちに制裁対象者リストを更新し、最新のものに保つこと。財務省から配信される電子メール等の情報によりこうした対応の準備を開始すること。

（注）SWIFT を用いて為替取引等を行う外国為替取引等取扱業者にあつては、制裁対象者（SWIFT を利用する金融機関である者に限る。）の SWIFT コードについても制裁対象者リストに登録し、フィルタリングを行うこと。

4-(1)-③（制裁対象者リストの追加的登録等） 特定の者等に関する一部取引に係る支払等の規制が課されている場合には、当該特定の者等についても制裁対象者リストに登録すること。なお、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象とされている者等については、例えば、顧客からの申告などにより確認を行うことが考えられる。

（別添 1）一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等、告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等（令和 6 年 7 月 18 日現在）

4-(1)-④（外部からリストの提供を受ける場合におけるリストの正確性の確保） 制裁対象者リストの整備・更新において、外部の事業者等から提供されるリストを利用する場合には、当該リストの更新の都度の検証又は当該外部との契約及びリスクに応じた頻度での検証等により、当該リストが、直ちに更新され、正確に整備されることを確保すること。



4-(1)-⑤（フィルタリングシステムの設定・管理） フィルタリングに用いるシステムについて、当該システムの機能や特性を考慮し、制裁対象者との間の支払等ではないことの適切な確認が行えるよう、システムの設定を調整し、適切性を検証する等の管理を行うこと。システムによらずフィルタリングを行う場合においても、制裁対象者の情報と完全一致するもののみならず、名義を単語毎に検索する等類似する情報を適切に抽出し、フィルタリングを行うことを確保すること。

#### 4-(2) 確認義務の履行のために求められる対応（特定国等、特定目的、特定取引等規制）

特定国（地域）、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制に関する確認義務を実施するため、外国為替取引等取扱業者（為替取引等を行う者に限る。）に求められる対応は以下のとおり。

4-(2)-①（確認を実施するために必要な情報の把握） 顧客の支払等が規制対象のものではないことを確認するために必要な、以下の情報（以下「必要情報」という。）を把握した上で、必要情報等から、顧客の支払等に係る為替取引等を行う前に、規制対象の支払等ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。

- ・送金人に関する情報（本人特定事項等、実質的支配者の情報等）
- ・受取人に関する情報（氏名・名称、住所・所在地、実質的支配者の情報等）
- ・仕向国、相手方金融機関に関する情報
- ・送金又は電子決済手段等の移転の目的、輸入又は仲介貿易貨物の情報（商品名、原産地、船積地域（規制対象国の隣接国等に対する輸入代金の送金の場合の船積港の属する都市名を含む。））等

（注1）荷為替手形による顧客の支払等についても同様の確認を行うこと。信用状開設時に当該確認を行った場合においても、船積書類到着時等、決済実行前に再度確認を行うこと。

（注2）顧客から受け取る送金データに必要情報の一部が欠落しその把握が困難なときは、リスクに応じ顧客の取引状況や経常的な送金内容の把握等による顧客管理を適切に行っている場合に限り、当該必要情報の把握に代えて、経済制裁措置の内容を顧客に説明した上で、これに対し顧客から当該制裁に関連するものではない旨の申告を受けるとともに、顧客からの送金データと顧客管理により把握しているデータとを照合する方法により確認しても差し支えない。被仕向送金についても、同様な場合に限り、顧客への被仕向送金データと顧客管理により把握しているデータとを照合する方法により確認しても差し支えない。

（注3）特定国（地域）に係る支払等の規制に関し、顧客の支払等の相手方が特定国（地域）の居住者に実質的に支配された法人その他の団体ではないかの確認については、顧客からの申告により確認を行うほか、顧客の支払等が規制対象であることが疑われる場合や制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要と認められる場合に、送

金人や受取人の実質的支配者について、追加的な調査により把握を行い、制裁対象者との照合を実施することが考えられる。

(別添2) 現在実施中の特定国(地域)、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制(令和6年7月18日現在)

**4-(2)-②(自動照合システムによるフィルタリング)** フィルタリングのための自動照合システムを導入している場合においては、リスクを踏まえ規制に関連する単語を適切に登録すること。自動照合システムを導入していない場合においては、送金依頼書や送金に係る SWIFT 電文等の中に規制に関連する単語があるかどうかを確認し、当該単語が検知された送金について慎重な確認を行うこと。

(注) 自動照合システムとは、制裁違反に該当する支払等ではないことを確認するために、送金人及び受取人の氏名、住所及び外国の被仕向銀行等検索の対象とする情報と「制裁対象者リスト」や「規制に関連する単語リスト」の情報との類似性が予め設定された一定の比率以上になる場合に、当該検索対象の情報を有する送金に係る事務処理を自動的に中断するプログラムが組み込まれた情報システムを指す。

#### **4-(3) 自らが行う支払等及び取引等の確認のために求められる対応(資産凍結等の措置)**

外国為替取引等取扱業者は、許可等を受けることなく制裁対象者との支払等又は取引等を自ら行わないことを確保する必要がある。これに関し、自らの支払等又は取引等の相手方が制裁対象者ではないことを確認するために、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

**4-(3)-①(システムによるフィルタリング等)** 顧客と預金取引等(電子決済手段等の管理に関する取引を含む。以下同じ。)を開始する前に、当該顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないことを確認するため、名義の照合を行うシステム等により、フィルタリングを行うこと。制裁対象者に追加又は情報改訂があった際には顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないことを確認するための当該フィルタリングを直ちに行うこと。これらにより検知された顧客等が制裁対象者ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。両替取引については、取引の相手方との間で支払等が生じることから、リスク評価の結果を踏まえ、取引を行う前に、取引の相手方について当該確認を実施すること。

**4-(3)-②(預金取引等に係る顧客の管理)** 本人確認書類を基に仮名名に加えてアルファベット名についても情報システム等に登録し、フィルタリングの対象とすること。少なくとも非居住者、外国人、外国人と判断できる氏名又は名称を有する顧客について、これを行うこと。

(注) 顧客のアルファベット名の把握については、以下に留意する必要があるが、こうした顧客について、提示を受けた本人確認書類にアルファベット名が表記されておらず、当該書類以外の本人確認書類を保有していないなど、アルファベット名の把握が困難である者についてはこの限りではない。

- ・顧客の正式な氏名・名称の一部を省略したり、略称を用いたりせず、顧客のフルネームに基づいてフィルタリングを行うこと。
- ・顧客が屋号・通称名等正式な氏名・名称と異なる名義を有する場合、顧客の本人確認書類に記載された顧客の正式な氏名・名称についてもフィルタリングを行うこと。
- ・システム上の文字数制限その他の事情によりこれらの対応が困難な場合、例えば、顧客の正式な氏名・名称を別途電子データで管理し、フィルタリングを行うこと。
- ・アルファベット名を把握していない顧客の預金口座等については、顧客と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努めること。

4-(3)-③(制裁対象者リストの整備等) II-4-(1)-②~⑤の対応により、制裁対象者リストの整備等を行うこと。

4-(3)-④(その他の取引への対応) 外為法の適用を受ける支払等及びその他の取引等(相続預金の払出し、非居住者との間の信託契約、金銭貸借契約等を含む。)について、リスク評価の結果を踏まえ、II-4-(1)~(2)及びII-4-(3)-①~③に準じた対応を行うこと。

#### 4-(4) 自らが行う支払等及び取引等の確認のために求められる対応(特定国等、特定目的、特定取引等規制)

外国為替取引等取扱業者は、許可等を受けることなく特定国(地域)に係る支払等、特定の目的に係る取引等又は特定の取引等に係る規制の対象である支払等若しくは取引等を自ら行わないことを確保する必要がある。これに関し、自らの支払等又は取引等が規制対象ではないことを確認するために、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

4-(4)-①(特定国(地域)に係る支払等の規制への対応) II-4-(3)-①に準じた対応により、預金取引等を行う顧客及びその実質的支配者が特定国(地域)の居住者ではないことの確認等を行うこと。当該確認が行えるよう、当該顧客及びその実質的支配者の居住国(地域)を把握し、管理すること。

4-(4)-②(特定の取引等又は特定の目的に係る取引等(当該取引等に係る支払等を含む。))の規制への対応) 外為法の適用を受ける支払等及び取引等(非居住者との間の信託契約、金銭貸借契約等を含む。)について、リスク評価の結果を踏まえ、規制に該当しないことの確認を行うこと。

(別添3)現在実施中の特定の取引等又は特定の目的に係る取引等の規制(令和6年7月18日現在)

#### **4-(5) 慎重な確認、その他のリスク低減措置**

各種の確認等の結果を踏まえた慎重な確認その他のリスク低減措置として外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

**4-(5)-①（関係部店への周知）** 制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、当該規制に係る外為法令の遵守に必要な範囲で直ちに統括責任者及び関係部店にその内容を周知すること。

**4-(5)-②（慎重な確認の実施）** II-4-(1)~(4)の対応による確認等の結果を踏まえ、以下の状況が認められる場合には、追加的な調査や顧客へのヒアリングによりさらなる情報を取得する又は送金の原因となる取引等に関する資料の提示を求める等により、慎重な確認を行うこと。

- ・顧客による支払等、顧客との支払等若しくは取引等（以下この②において「顧客による支払等」）が、経済制裁措置に違反するおそれがある場合
- ・顧客による支払等が、第三者等の代理等により規制に該当することを免れるために偽装されたものである疑いがある場合
- ・顧客による支払等が、制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合

**4-(5)-③（規制対象の行為等への対応）** 仮に顧客が制裁対象者に該当し、当該顧客の預金口座等が発見された場合には、利息の支払の停止等を含め、当該預金口座等に係る取引を停止すること。顧客との連絡が困難である等により必要な確認ができず、顧客が制裁対象者に該当するか判然としない場合には、当該顧客の預金口座等を区分して管理するなどにより、制裁対象者に該当しないと確認しないまま支払等又は取引等を行うことを防止すること。仮に外国為替取引等取扱業者自らが規制対象の支払等又は取引等を行う場合には、必要な許可等を取得すること。また、仮に規制対象の支払等に係る為替取引等を行う場合には、外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号。以下「外為省令」という。）第6条第1項又は第2項の規定に基づき許可証等の提示を求め、為替取引等の実施後に同条第3項の規定に基づき許可証等への必要事項の記入等を行うこと。

**4-(5)-④（業務委託先の管理）** 確認義務の履行に係る業務の全部又は一部を外部に委託する場合には、当該業務が適切に実施されることを確保するために必要な事項を定め、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ、改善させる等、必要かつ適切な監督を行うこと。

**4-(5)-⑤（海外支店における経済制裁措置への対応）** 本邦内に主たる事務所を有する外国為替取引等取扱業者の海外支店についても、経済制裁措置に関する外為法の規制の適用を受けることを踏

まえ、①為替取引において顧客が行う支払等、②自らが行う支払等及び資本取引等、が規制対象であるかどうかについて、これら取引等を実施する前に適切に確認する態勢を整備し、実施すること。

**4-5-6 (経済制裁措置に違反した場合の対応)** 経済制裁措置に係る外為法令の規定に違反したことが検知された場合には、直ちに事実関係を財務省に報告するとともに、直ちに必要な応急的対応を行うこと。また、速やかに、当該不備の発生原因や同種の不備事項の発生の有無を検証するとともに、当該発生原因に対する改善・再発防止策を策定し、実行すること。

(注) 経済制裁措置以外の外為法令等の規定に違反したことが検知された場合においても、II-4-5-6に準じた対応を行うこと。

**4-5-7 (リスクに応じたその他の低減措置の実施)** 制裁違反リスク評価の結果に基づき、リスクを十分に低減させるため、以下を含む対応を行うこと。

- ・制裁違反リスクを踏まえた顧客受入方針を定めること。
- ・制裁違反リスクを踏まえた継続的な顧客管理を行うとともに、制裁違反リスクが高いと判断した顧客や取引について、厳格な顧客管理を実施すること。

(注) 当該厳格な顧客管理には、顧客や取引に関する追加的な情報の入手、取引の実施等への上級管理職の承認を得ること、敷居値の厳格化等のモニタリング強化、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を含む。

- ・リスクが低いと判断した顧客については、II-4-(1)~(4)及び必要に応じII-4-5-2の対応を行うことによりリスクを十分に低減することを前提に、当該リスクの特性を踏まえ、簡素な顧客管理を行うこと。
- ・コルレス契約等（電子決済手段等の移転等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を含む。）のリスク管理において、当該契約先における制裁違反リスクの管理態勢を確認する等、制裁違反リスクを踏まえたリスク管理を行うこと。
- ・業として顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行っている場合には、ブロックチェーン分析ツールによりリスクが高い電子決済手段等の移転等に関するモニタリングを行うこと。
- ・特定国（地域）及びその近隣地域での預金の引出し状況を把握するためのモニタリングを実施し、異例な引出しについてのリスクを検証し、必要に応じ規制の抵触についての確認を行うこと。

## 5. 記録の作成及び保存

制裁違反リスクの特定・分析・評価、制裁違反リスクの低減方針、リスク低減措置等の記録の作成・保存に関し、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。

**5-①（記録の作成及び保存の実施）** 以下の事項を実施した際には、当該事項の実施日（意思決定日、統括責任者又は役員会等が承認した場合の承認日、役員会等に報告した場合の報告日、手続の適用日等）、実施者（意思決定等を行った者）並びに実施した内容及び結果等を記録し、適切な期間保存すること。

(i) 制裁違反リスクの評価（Ⅱ-1-③関係）

(ii) 制裁違反リスクの低減方針の作成（Ⅱ-1-④関係）

(iii) リスク低減措置の策定及び見直し・強化（Ⅱ-1-⑤、⑦関係）

(iv) 手順書の作成及び見直し（Ⅱ-1-⑥、⑦関係）

(v) リスク低減措置の実施の監視（Ⅱ-1-⑦関係）

(vi) 研修（Ⅱ-1-⑧関係）

(vii) 制裁対象者リストの整備・更新及びリストの正確性の確保等に関する対応（Ⅱ-4-(1)-②～⑤関係）

**5-②（個々の外国為替取引等に関する記録の作成及び保存）** 外国為替取引等を行う際には、個々の外国為替取引等について、手順書に従って実施した、リスク低減措置の実施日、内容、結果、実施者（各種手順の実施者及び承認者等）等を記録し、適切な期間保存すること。制裁対象者に追加若しくは情報改訂があった際又は特定国（地域）に追加があった際に、Ⅱ-4-(3)-①及びⅡ-4-(4)-①に基づき実施したフィルタリングについても、これらの事項を記録し、適切な期間保存すること。